

第 6 9 号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和元年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方公務員法の改正により職員の欠格条項から成年被後見人等が除かれたことに伴い規定を整備するとともに、臨時的任用職員に係る昇給の適用除外について規定する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第28条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第30条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第32条の2の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第2

7条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。